

令和元年度

**沖縄国際物流ハブ活用推進事業補助金
（戦略的輸出拡大支援）のご案内
（募集要項）**

沖縄県商工労働部アジア経済戦略課

【募集期間】 令和元年 8 月14日（水）～令和元年 8 月30日（金）

【受付時間】 9:00～17:00 月曜～金曜（祝祭日除く）

【問合せ先（沖縄県事業受託）】

沖縄国際物流ハブ活用推進事業補助金 事務局

〒901-0152 沖縄県那覇市字小禄 1831 番地 1

沖縄産業支援センター4 階

公益財団法人沖縄県産業振興公社 産業振興部 海外・ビジネス支援課

TEL : 098-859-6238 FAX : 098-859-6233

e-mail : okinawahub@okinawa-ric.or.jp

令和元年度 沖縄国際物流ハブ活用推進事業補助金（戦略的輸出拡大支援）募集要項

沖縄県では、県産品等の沖縄からの輸出増及び沖縄の物流機能の強化のため、県が行う国際物流拠点形成に資する施策に適合すると認められる海外で行う広告又はイベントを企画し実施していただく企業を募集します。

1 事業の概要

(1) 対象事業

県が行う国際物流拠点形成に資する施策に適合すると認められる海外で行う広告又はイベントが対象となります。具体的には以下の取組に類すると認められる事業です。

- ① 自社商品のPRのみならず、沖縄全体の知名度向上に資する広告やイベント
- ② 他の県内生産者、県内輸出事業者に呼びかけて参加する海外見本市、商談会、販売促進広告、イベント等（自社を含め5社以上との協働出展の場合）

(2) 補助対象事業者

県内生産者（※1）、県内輸出事業者（※2）及び県内支援機関（※3）

※1 県内生産者等とは、県内に本店又は主たる住所（個人事業主の場合等）を有する生産者又は加工・製造者をいう。

※2 県内輸出事業者とは、県内に本店又は事業所を有し、輸出を行う法人をいう。

※3 県内支援機関とは、県内生産者と県内輸出事業者を束ねる役割を果たす県内に本店を有する公的機関及びそれに相当すると認められる者をいう。

(3) 補助対象経費

上記補助対象事業者が県産品の輸出促進のために行う事業のうち、香港、中国、台湾、韓国、タイ、シンガポール、マレーシア及びその他沖縄の物流機能を活用した輸出が見込まれる地域において実施する事業及び経費について、予算の範囲内で補助金を交付します。具体的な経費は以下のとおり。

- ① 出展費
 - ・ 場所代
 - ・ 会場設営費
 - ・ 装飾費（汎用性がなく、当該イベント以外での使用が想定されないもの）
 - ・ 什器等のリース料
- ② 広告費
 - ・ ポスター・パンフ、チラシ、新聞等紙媒体
 - ・ テレビ、ラジオ等放送メディアやバナー広告
 - ・ 店頭で商品の購買意欲を喚起するためのポップ、リーフレット

- ・映像コンテンツや検索エンジン最適化等とする。ただし、新たなウェブサイトの作成や、サーバーの維持管理に係る経費を除く。

③ 人件費

- ・商談会、見本市への出展に係る通訳
- ・上記に加えて、フェア等の出展に係る販売促進員
- ・店頭で商品の購買意欲を喚起するためのポップ等を作成するためメディア等の招聘を行う場合
 - 航空運賃はエコノミークラス
 - 宿泊費は、一泊あたり 9,800 円を補助対象上限とする。
 - 取材と直接関係しない食事代等は対象外

※販売促進員及び通訳に係る人件費は各地域の相場に基づき下表の額を補助上限額とする。

		香港 (HKD)	台湾 (TWD)	中国 (CNY)	韓国 (KRW)	タイ (THB)	シンガ ポール (SDG)	マレー シア (MYR)
販売 促進 員	補助対象 上限額	460	1,600	200	10万	2,000	80	120
	補助 上限額 (1/2)	230	800	100	5万	1,000	40	60
通 訳	補助対象 上限額	1,200	3,000	600	20万	8,000	700	800
	補助 上限額 (1/2)	600	1,500	300	10万	4,000	350	400

④ その他知事が必要と認める経費

- ・イベントに集客を図る目的で演舞等を行うパフォーマー、著名人の派遣に係る経費とし、次のとおりとする。

(航空運賃)

エコノミークラスとし、宿泊費は、本実施要領第8条に基づいて換算した一泊あたり 9,800 円を補助対象上限とする。

(パフォーマー等)

原則、イベントを主催する者が申請することとする。ただし、商品のPRに係るパフォーマー等を派遣する場合は、この限りでない。

- ・イベント運営の為に司会や係員等

原則、主催者が申請することとする。

⑤ 補助事業の対象となる目的以外を兼ねて支出したと認められる経費については、補助

対象外とする。

- ⑥ 交付決定前に支払いを行った経費については、原則補助対象外とする。

(4) 補助率及び補助額の上限

- ① 補助率：補助対象経費の2分の1以内（補助事業者：2分の1以上負担）

※ 補助事業の目的以外の目的で購入したものは、補助対象外経費となります。

- ② 補助額の上限

・ 自社単独の場合

1回の申請につき 300万円

・ 自社を含め5社以上の企業との協働出展の場合

1回の申請につき 700万円

※補助対象経費には、消費税及び地方消費税等の租税公課、金利手数料及び振込手数料は含みません。

(5) 支援対象期間

採択決定～令和元年12月31日（火） ※予定

※国又は県の予算状況により、事業期間を中断又は短縮する場合がありますので、予めご了承ください。

2 応募

(1) 応募の要件

- ① 知事が別に定める基準に沿って審査を行い、県の戦略に合致すると認められた広告、イベントであること。
- ② イベントを企画する者が申請者であること。

(2) 応募の方法

応募者は、以下の申請書類を提出してください。

■申請書類

- ① 補助金交付申請書（交付要綱様式第1号）
- ② 戦略的輸出拡大事業実施計画書
- ③ 誓約書（実施要領別紙1-1）
- ④ 年間計画書（実施要領別紙1-2）
- ⑤ 会社概要（実施要領別紙2）
- ⑥ 企画書（実施要領別紙3）
- ⑦ 収支計算書（実施要領別紙4）
- ⑧ 収支計算書内訳（実施要領別紙4-1）
- ⑨ 上記に係る見積書等
- ⑩ 決算書3期分（貸借対照表、損益計算書）

- ⑪ 過去3年間の輸出実績
- ⑫ 県税納税証明書（写）（法人事業税又は個人事業税）
- ⑬ 国税納税証明書（写）（法人税又は申告所得税）

※未納税がないことの確認としてご提出いただきます。

(3) 募集期間

令和元年8月14日（水）から令和元年8月30日（金）17:00（必着）

※申請書類は、下記提出先への直接持参または郵送にて送付ください。

(4) 提出及び問合せ先

〈沖縄国際物流ハブ活用推進事業補助金 事務局〉

〒901-0152

沖縄県那覇市字小禄 1831 番地 1 沖縄産業支援センター4 階

公益財団法人沖縄県産業振興公社 産業振興部 海外・ビジネス支援課

TEL : 098-859-6238 FAX : 098-859-6233

e-mail : okinawahub@okinawa-ric.or.jp

3 審査及び採択

(1) 選定の方法

申請のあった内容について、本事業の事務局が設置する選定委員会の審査を経た上で、採択事業者を選定いたします。

選定委員会は、令和元年9月10日（火）を予定しており、必要に応じて、プレゼンテーションを行ってまいります。

なお、審査は非公開で行うこととしており、審査の経過に関する問合せ等には応じられませんので、予めご了承ください。

(2) 審査基準

以下の項目を重点的に評価し、総合的な審査を行います。

- ① 広告やイベントは、自社商品のPRのみならず、沖縄県全体の知名度向上に資するものであるか。
- ② 他の県内生産者、県内輸出事業者に呼びかけて参加する海外見本市、商談会、販売促進広告、イベント等であるか（自社を含め5社以上との協働出展の場合）。
- ③ 前号のイベントや広告について、期待される売上や成約の金額又は沖縄全体のPR効果が、事業に要する費用と比して妥当な水準と考えられるか。
- ④ 県産品取扱実績、組織体制、財務状況等から、当該補助事業を適正に実施することが可能と見込まれるか。
- ⑤ 将来的に沖縄の国際物流ハブ機能を活用した県産品等の輸出量増加に繋がる事業であるか。

(3) 採択予定件数

1件

(4) 採択決定の通知

採択の決定は、沖縄県から申請者へ通知します。

なお、審査の結果通知は、審査会の日から1週間程度を予定しております。

(5) 採択の取消し

申請内容の虚偽、補助金の重複受給等が判明した場合には、採択決定後であっても採択を取消し、補助金の返還請求を行うことがあります。

4 補助事業の実施にあたっての留意事項

(1) 実施体制の確保

補助事業者は事業の実施に当たっては、「沖縄国際物流ハブ活用推進事業補助金交付要綱（以下「交付要綱」という。）」及び「沖縄国際物流ハブ活用推進事業補助金実施要領（戦略的輸出拡大支援）（以下「実施要領」という。）」を遵守するとともに、経理担当者等との相互連絡を密にしてください。

なお、事業実施上発生する諸問題が発生した場合には、速やかに相談してください。

(2) 一般的留意事項

① 補助事業の完了期限

補助事業（経費の支払を含む）は、令和元年12月31日（火）までに完了するとともに、広告・イベントの完了日から起算して60日以内、又は2月10日のいずれか早い日までに実績報告書（交付要綱別記様式第9号）及び支払い状況等を確認する実施要領で定めた添付書類を提出する必要があります。

② 補助金の対象

補助対象となる補助事業の経費は交付決定日以後に着手し、事業完了日以前に支払いが完了した経費に限ります。

③ 計画の変更等

申請書に記載した事項又は経費を変更しようとする場合及び事業を中止又は廃止しようとする場合は、所定の手続きが必要となりますので、必ず 事前に事務局に連絡してください。

④ 書類等の保管期間

補助事業の書類等の保管義務期間は、補助事業が完了した日の属する会計年度終了後5年間となりますので、大切に保管してください。